

購入者登録規約書

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史（以下、甲とします）は、甲の運営する創作物販売所の購入者登録申込者様（以下、乙とします）に対して、次の通り、購入者登録規約を定めます。

第1条（目的）

甲は、乙による購入者登録申込（以下、本登録とします）を受けてこれを承諾し、乙に対して、甲の運営する創作物販売所において販売されている創作物を購入する権利を付与します。

第2条（登録資格）

本登録申込の資格は、特別に設けないものとします。但し、未成年者の場合、保護者の同意が得られていることを条件とします。

第3条（登録費用）

甲は、本登録に関して、一切の費用を要求しないものとします。

第4条（登録手続）

本登録は、乙が創作物販売所の「購入者登録」画面にて申込フォームに必要事項を入力し、送信することで申し込みの意思表示があったものとします。フォーム送信後、乙の指定したメールアドレス宛てに認証用の自動返信メールが送られ、認証用リンクをクリックすることで正式に登録が完了するものとします。

第5条（ログイン情報の管理）

乙は、創作物販売所を利用するためのログイン情報を自ら管理するものとします。

第6条（創作物の提供方法）

甲は、創作物販売所にて販売している創作物を、次に定める方法によって提供するものとします。

- (1) デジタルデータのダウンロード
- (2) 現物の郵送

第7条（代金の支払方法）

創作物の購入代金の支払いは前払いとし、乙は、甲が指定する銀行口座に代金を振り込むものとします。

- 2 前項について、振込手数料は乙の負担とします。
- 3 前1項について、郵送手配を必要とする場合、別途郵送料金を負担するものとします。

第8条（代金の支払期限）

創作物の代金の支払期限は、注文後1週間以内とします。

第9条（購入の取消）

乙は、創作物の購入代金の支払い前に限り、甲に取消の申し出をすることによって購入の取消をすることができるものとします。

- 2 甲は、乙が創作物の購入代金を支払期限までに支払わなかった場合、乙に対して購入の取消をすることができるものとします。

第10条（返品及び返金）

デジタルデータのダウンロード販売の場合、その性質上、返品及び返金には応じられません。

- 2 受注制作による現物販売の場合、返品及び返金には応じられません。
- 3 見込制作による現物販売の場合、不良品であることが明確である場合のみ、返品及び返金に応じられます。

第11条（二次創作の権利）

乙は、購入した創作物に基づいた二次創作活動を行うことを求める場合、甲が別途提供している創作師制度に登録することによって、二次創作の権利が得られるものとします。

第12条（禁止事項）

乙は、購入者登録によって取得した利用権を第三者に行使させる目的のために、当該第三者にログイン情報を譲渡することはできません。

- 2 乙は、購入した創作物を、甲に無断で複製又は改変し、第三者に対して譲渡、貸与、販売、公衆送信することはできません。
- 3 乙が18歳未満である場合、18歳未満購入禁止作品（R-18指定）を注文することはできません。

第 13 条（購入者登録の取消）

乙が次の各号に一つでも該当する場合は、甲は、事前の通知をすることなく、乙の会員資格を一時停止又は取り消すことができるものとします。この場合、甲は、乙がすでに支払った購入代金の払い戻しなどは一切行わないものとします。

- (1) 購入者登録時に虚偽の申告をした場合
- (2) 入力されている情報の改ざんを行った場合
- (3) 購入者 ID 又はパスワードを不正に使用した場合
- (4) 甲の運営を妨害した場合
- (5) 購入代金の支払債務の履行を著しく遅滞し、又は支払いを拒否した場合
- (6) 他の会員に対して損害又は著しい精神的苦痛を与えた場合
- (7) 反社会行為、犯罪行為、一般的な公序良俗を逸脱する行為をしたとき
- (8) 暴力団その他反社会的組織に所属又は近い関係であることが判明したとき
- (9) 本規約のいずれかに違反した場合
- (10) その他、甲が会員として不相当と判断した場合

第 14 条（権利侵害）

甲の保有する当結社の運営権、著作権並びに商標権、及び創作師が保有する二次的著作権を侵害する行為を乙がした場合、甲は、乙に対して、法律的な手段を用いて対抗することができるものとします。

2 前項に係わらず、乙が不正又は違法な行為によって甲に損害を与えた場合、甲は、乙に対して、法律的な手段を用いて対抗することができるものとします。

第 15 条（免責事項）

甲は、乙が創作物販売所を利用し、創作物を購入することによって発生した損失に対してなんら責任を負わないものとし、金銭的補償の義務はないものとします。

第 16 条（不可抗力）

天変地異、戦争、革命又は政変などの予測不可能な事態によって甲が運営を継続できなくなった場合、甲は、乙に対する便益の提供を放棄することができるものとします。

第 17 条（退会手続）

退会手続は、創作物販売所の「退会画面」にて乙の都合により自由に行うことができるものとします。但し、退会の事実があった時点で支払債務が残っていた場合は、直ちに支払いをするものとします。

第 18 条（有効期間）

本規約は、乙の登録により効力を発し、甲の活動が存続する限り、退会手続をするまでは永年有効とします。

第 19 条（規約内容の変更）

甲は、自らの活動を継続する上で必要がある場合、いつでも本規約の内容を変更することができるものとします。

2 規約内容の変更は、本規約書が更新され公示された時点で効力を発し、乙は、当該変更事項について承諾するものとします。

第 20 条（準拠法）

本規約の準拠法は、日本国の法令とします。

第 21 条（合意管轄裁判所）

甲と乙の間で法律上の紛争が生じた場合、さいたま地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第 22 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」とします)のいずれでもなく、又、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

- (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
- (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 相手方又は相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

以上の規約条項について、乙が購入者登録申込をすることにより、内容を理解し承諾したものとします。

同人結社鬼姫狂 代表 秋元惟史

平成 28 年 5 月 4 日 作成・施行

平成 29 年 1 月 20 日 改定

平成 30 年 11 月 9 日 改定

令和元年 6 月 18 日 一部修正